

周南市監査委員 久行 竜 二

周南市監査委員 岩田 淳 司

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

シティネットワーク推進部

広報戦略課、市民の声を聞く課、シティプロモーション課

2 監査の範囲

令和3年4月から令和4年1月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和4年4月26日（水）から令和4年6月17日（金）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

シティプロモーション課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	特命随意契約の締結において、予定価格決定や見積合わせの事務が適正に行われていないものがあった。
	措置状況	今後は予定価格決定や見積合わせを適正に行います。
イ	指摘事項	ふるさと納税に係る業務委託契約について、自動更新条項を設けて契約を締結しているものがあった。
	措置状況	今後は適正な契約事務を行います。